

## 松本空港ターミナルビル増改築基本設計業務 プロポーザル募集について

次のとおり、松本空港ターミナルビル増改築基本設計業務について、プロポーザル方式により設計者を選定するため、参加表明書及びプロポーザル（技術提案）の受付期間及び方法を次のとおりお知らせします。

松本空港ターミナルビル株式会社  
代表取締役社長 新田 恭士

### 1 業務概要

- (1) 業務名  
松本空港ターミナルビル増改築基本設計業務
- (2) 業務内容  
松本空港ターミナルビルの拡張・改修に係る基本設計業務  
(3階見学者デッキの活用検討、増改築に付帯する既存建物の現状把握を含む)
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和9年3月15日まで
- (4) 主要施設概要
  - ア 建築場所  
長野県松本市空港東 8909
  - イ 対象業務  
既存の松本空港ターミナルビル（延べ床面積約 3,500 m<sup>2</sup>）の増築（約 860 m<sup>2</sup>）及び改修工事（改修：約 710 m<sup>2</sup>、内装リニューアル：約 1,650 m<sup>2</sup>）の設計

### 2 プロポーザル（技術提案）募集の流れ

- (1) 参加表明書の提出  
本プロポーザル募集に参加を希望する者から、参加表明書、業務実績件数等及び参加資格を証する資料の提出を求めます。
- (2) プロポーザル（技術提案）等の提出  
参加資格を有する者から、技術提案及び業務実績内容等の資料の提出を求めます。
- (3) 評価及び選定  
評価会議において、技術提案及び業務実績等の書面審査及びヒアリングを実施した上で設計候補者を選定します。

### 3 参加資格に関する事項

- (1) 参加者の人格等  
次のアからキまでのいずれにも該当している者、又は、次のアからキまでのいずれにも該当している者を代表構成員（構成員中で出資比率が最大の者をいう。）とし、次のア、イ及びエからキまでのいずれにも該当している者を構成員として自主結成された設計共同体（構成員の数は3者以内）とします。
  - ア 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成4年10月1日告示第640号）のうち、

建築コンサルタント業務の登録（以下「建築コンサルタント業務の登録」という。）を行っていること。

イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ 次に掲げる物件について、建築士事務所（共同企業体の場合は、代表者としての実績に限る。）として基本設計業務又は実施設計業務の実績を有すること。

・過去 20 年間（平成 18 年 4 月 1 日から現在までの間）に供用開始した、日本国内の空港における国際線を含む旅客ターミナル施設で、1 棟の延べ床面積が 500 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築または増築工事。（増築の場合は増築の延べ床面積が 500 m<sup>2</sup>以上のものに限る。）

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

オ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

「入札参加停止措置要領」は、次のホームページを参照してください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/kensei/nyusatsu/kokyokoji/bukyoku/sanka-teshi.html>

カ 当該業務の契約の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

キ 設計共同体の構成員は、本プロポーザルの他の参加者でないこと。

## （2）配置技術者

管理技術者及び主任担当技術者の配置についてそれぞれア及びイに掲げる要件を満たすものとします。ただし、アの③に掲げる要件については、管理技術者又は建築（意匠）担当主任技術者のいずれかで満たしていればよいものとします。

### ア 管理技術者

次の要件を満たす者を配置すること。

- ① 参加者の組織に所属していること。この場合において参加者が、設計共同体である場合は代表構成員に所属していること。
- ② 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者
- ③ （1）ウに掲げる物件について、建築士事務所（共同企業体の場合は、代表者のものに限る。）の一員として新築（増築を含む）工事に係る基本設計業務又は実施設計業務に従事した実績を有し、現時点で、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条に定める一級建築士の資格を取得して 10 年以上の実務経験を有する者

### イ 主任担当技術者

担当技術者の中から、建築（意匠）、建築（構造）、電気設備、機械設備の各部門の責任者として、次の資格要件を満たす主任担当技術者を 1 名ずつ選定し配置すること。この場合において管理技術者及び各部門の主任担当技術者は兼任しないこと。

- ① 建築（意匠）主任担当技術者は、次のいずれにも該当する者とする。
  - ・建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者。
  - ・参加者の組織に所属していること。
- ② 建築（構造）主任担当技術者は、構造設計一級建築士の資格を有する者とする。
- ③ 電気設備主任担当技術者は、次のいずれかに該当する者とする。
  - ・設備設計一級建築士の資格を有する者
  - ・建築設備士の資格を有し、かつ、設計業務（主に電気）に 5 年以上の経験を有する者

- ④ 機械設備主任担当技術者については、次のいずれかに該当する者とする。
- ・設備設計一級建築士の資格を有する者
  - ・建築設備士の資格を有し、かつ、設計業務（主に機械）に5年以上の経験を有する者
- (注意) 協力事務所（参加者の組織でない事務所で、専門分野において技術の提供等をおこなう事務所）へ再委託等をする場合は、当該協力事務所が、本プロポーザルの参加者（当該参加者が設計共同体である場合は、その代表構成員及び構成員）でないこと。
- また、再委託する業務が主たる業務部分の全部を再委託等するものでないこと。なお、協力事務所としての重複は妨げない。

#### 4 評価項目

- (1) 審査に係る評価項目
- ア 建築士事務所の業務実績件数
  - イ 業務執行体制の業務実績件数、資格・経験
  - ウ 業務への取組み及び考え方等
  - エ 特定テーマに対する技術提案の的確性・創造性・実現性など

#### 5 手続き等

- (1) 問合せ先
- 松本空港ターミナルビル（株）  
〒390-1132 松本市大字空港東 8909  
電話：0263-57-5355 E-mail：info@matsumoto-airport.co.jp
- (2) プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
- 松本空港ターミナルビル（株）のホームページの中から必要書類をダウンロードすることができます。なお、来社される場合は、令和8年6月26日（金）から令和8年7月2日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の10時から17時までの間に、上記(1)に記載の所在地にある会社事務室（ビル2階）で交付します。
- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
- ア 提出期限 令和8年7月8日（水）12時まで
  - イ 提出場所 松本空港ターミナルビル（株）（上記(1)の問合せ先住所のとおり）
  - ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着のこと）
- (4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法（有参加資格者に別途提出要請通知）
- ア 提出期限 令和8年7月21日（火）17時まで
  - イ 提出場所 松本空港ターミナルビル（株）（上記(1)の問合せ先住所のとおり）
  - ウ 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着のこと）

#### 6 設計業務の委託

評価会議で選定された設計候補者は、松本空港ターミナルビル（株）で特定します。また、松本空港ターミナルビル（株）は、特定した者と、「松本空港ターミナルビル増改築調査基本設計業務」の委託契約について、委託金額を含めて契約締結のための

交渉を行います。ただし、委託契約締結時までに、特定された者が募集内容で規定される要件に該当しないと認められる場合、又は、委託契約の締結交渉が不調となった場合は、その他の技術提案者と委託契約の交渉を行います。

## 7 その他

- (1) 詳細は、添付の「プロポーザル（技術提案）説明書」及び「参加表明書・技術提案書作成要領」によります。
- (2) 著作権は応募者に帰属します。
- (3) 著作権等に関する公的権利の確保は応募者が自らの責任で行ってください。
- (4) 参加報酬は無報酬とします。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本円とします。
- (6) 質疑についての詳細は、「プロポーザル（技術提案）説明書」を参照してください。